

# 一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第4条の規定に基づき、センターの実施する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用されている従業員が300人以下の法人又は個人事業所をいう。
- (2) 勤労者等 塩尻市、山形村及び朝日村の中小企業に勤務する者並びにその事業主をいう。
- (3) 会員 センターが行う事業の受益者をいう。

## 第2章 会員、入会、会費等

### (会員資格)

第3条 センターの会員になることができる者は、勤労者等で次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 試用期間中の者（ただし、事業主が入会を適当と認めた者を除く。）
- (2) 期間を定めて雇用されている者（契約期間が反復継続する者を除く。）
- (3) 前各号のほか、理事長が入会を不相当と認めた者

### (入会手続)

第4条 センターの会員になろうとする者は、入会届、会費等口座振替依頼書及びセンターが必要とする書類を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、入会を承認したときは会員証を当該会員に交付するものとする。

### (資格の発生)

第5条 会員資格は、前条の入会手続が完了した日の翌月初日から発生する。

### (入会金)

第6条 入会金の額は、会員1人につき200円とする。

- 2 既納の入会金は返還しない。

### (会費)

第7条 会費は、会員1人につき月額550円とし、内144円は自治体提携共済保険の保険料に充当するものとする。

- 2 会費の納入は、会員資格の発生した日の属する月から脱会届を受理した日の属する月までとする。

### (会費の納入方法)

第8条 会費は、毎月25日までに指定の金融機関の預金口座から振替の方法により納入するものとする。

- 2 前項の規定による会費の納入が困難な場合には、別に定める方法により納入するものとする。

### (脱会)

第9条 会員は、センターを脱会しようとするときは、脱会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会員は、前項の規定による理事長の承認を受けた日から、その資格を喪失するもの

とする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失するものとする。

(1) 勤労者等でなくなったとき。

(2) 会費を3月以上滞納したとき。

2 会員は、前項第1号の該当者となったときは速やかに脱会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 第1項第2号に基づく処分は、調書を作成し、理事長の承認をえなければならない。

4 第2項による会員は、当該事由の発生した日から、第3項による会員は、理事長の承認を受けた日から資格を喪失する。

(会員証の返却)

第11条 会員は、前2条の規定により会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

(会費の返還)

第12条 理事長は、第9条又は第10条の規定により資格喪失した会員の会費に前納分がある場合は、その前納分の会費の全部又は一部を返還することができる。

(変更及び移籍届)

第13条 会員は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに事業所変更届、会員状況変更届又は移籍届を理事長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称、所在地、代表者及び電話番号

(2) 会費等振替指定金融機関名及び預金口座

(3) 会員の氏名、住所、電話番号及び家族

(会員証の再交付)

第14条 会員は、会員証を汚損、紛失等したときは、会員証再交付申請書を理事長に提出し、会員証の再交付を受けるものとする。

2 再交付手数料は、実費とする。

(除名)

第15条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

(1) センターの業務を妨げる行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。

(3) センターの定款又は規程等に違反し、又はセンターの信用を失墜させる行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会において議決する前に、当該会員に理事長は、弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会は、会員を除名したときは、当該会員に対し、文書で通知するものとする。

### 第3章 慶弔金給付事業、融資あっせん事業及び健康維持増進事業

(慶弔金給付事業)

第16条 センターは、会員に対して慶弔金給付事業を実施し、その内容は「慶弔金給付事業実施規程」において定める。

(生活資金及び住宅資金の融資あっせん)

第17条 会員の生活の向上、安定を図るため、長野県労働金庫及び市町村と連携し、

生活資金及び住宅資金の融資あっせんを行う。

- 2 生活資金及び住宅資金の貸付については、「一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター資金貸付あっせん及び貸付資金に対する補助金交付要綱」により、補助するものとする。

(健康維持増進事業)

第18条 心身共に健康維持に努め、働く意欲を喚起し、雇用の安定と事業の発展を図るため次に掲げる受診料等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 人間ドック、脳ドック及びPET検診受診料
- (2) インフルエンザ予防接種料
- (3) 宿泊施設の宿泊料

- 2 前項の補助金を受けようとする会員は、人間ドック等受診料補助金申請書又は宿泊施設利用補助金申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 補助金の交付申請は、交付対象事由の発生の日から1年以内に行わなければならない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 塩尻筑南勤労者互助会（以下「旧互助会」という。）の一切の事務、権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。
- 3 旧互助会に既に入会している者については、第4条に定める入会手続を完了したものとみなす。

(共済金給付請求の特例)

- 4 共済金請求の特例として、第14条第4項の規定にかかわらず、旧互助会の会員期間を算入して請求できるものとする。
- 5 旧互助会に入会している者で、平成11年3月31日以前に発生した現に効力のある共済給付金の取扱いについては、旧互助会の共済金給付要綱に基づき給付するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター共済金給付要綱の廃止)

- 2 「財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター共済金給付要綱」は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程による改正後の財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規程は、この規程の施行日以後の共済金給付から適用し、施行日前に給付事由の生じた共済金については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規定は、平成22年3月31日から適用し、適用日前に給付事由の生じた共済金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規定は、施行日から適用し、適用日前に給付事由の生じた旧共済金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条別表の規定は、この規程の施行日以後の慶弔金給付から適用し、施行日前に給付事由の生じた慶弔金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程の施行日以後の慶弔金給付から適用し、施行日前に給付事由の生じた慶弔金については、なお従前の例による。